

「2018年合格目標 LEC全日本社労士公開模試第1回」から
第50回社労士試験【択一式】雇用法 問2-Aの出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU18703 p.78]

<第1回 択一式 雇用法 問1-A>

A 労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする者（以下本問において「在宅勤務者」とする）については、事業所勤務労働者との同一性が確認できれば、原則として、被保険者となり得るとされており、当該事業所勤務労働者との同一性とは、所属事業所において勤務する他の労働者との同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く）が適用されること（在宅勤務者に関する特別の就業規則等（労働条件、福利厚生が他の労働者とおおむね同等以上であるものに限る）が適用される場合を含む）をいう。
(○)

本試験出題はこうでした！

第50回 社労士試験 問題
【択一式】 雇用法 【問2-A】

A 労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする在宅勤務者は、事業所勤務労働者との同一性が確認できる場合、他の要件を満たす限り被保険者となりうる。

(○)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

的中!